

感染性在宅医療廃棄物収集・処理マニュアル

本マニュアルは、豊川市における在宅医療行為で排出される、感染性を有する恐れのある廃棄物（以下「感染性在宅医療廃棄物」という。）の収集、処理方法について定める。

なお、感染性を有しない在宅医療廃棄物についてはその廃棄物の性状に応じ、発生場所である各家庭において通常のごみの分類にしたがって廃棄するものとする。

（用語の定義）

第1条 本マニュアルにおける用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）医療機関 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションその他、医療行為に直接関与する組織をいう。
- （2）感染性在宅医療廃棄物 平成17年9月8日付け環廃対発第050908003号環廃産発第050908001号に規定する在宅医療により排出される一般廃棄物のうち感染性を有するものをいう。
- （3）保管容器 感染性在宅医療廃棄物を安全に運搬保管できる蓋付プラスチック容器で、豊川市が医療機関に回収のために配布するものをいう。
（以下「容器」という。）

（目的）

第2条 本マニュアルは、感染性在宅医療廃棄物の収集及び処理について、安全かつ効率的な方法を定め、適切に処理することにより、市民、医療関係者、収集処分を行う従事者の安全と健康を守るものとする。

（排出者の責務）

第3条 感染性在宅医療廃棄物を排出する者は、本マニュアルに従い、適切な処理を行い、排出後の処理が安全に行われるように配慮の義務を負う。

（医療機関の責務）

第4条 医療機関は自ら関与した感染性在宅医療廃棄物の処理について、排出者である患者に対し本マニュアルに則した適切な廃棄方法の指導を行うと共に、排出者が自ら感染性在宅医療廃棄物を取り扱うことが困難な場合は、排出者に代わりこれを行う。

(豊川市の責務)

第5条 豊川市は感染性在宅医療廃棄物の収集及び処理について医療機関の協力のもと、実施する。また、患者に対し、本マニュアル以外の処理を行わないよう周知する。

(感染性の判定)

第6条 在宅医療廃棄物の感染性又は非感染性の判定は、第1条(2)に定める指針を参考として、医師若しくは歯科医師が判断する。

(安全確保)

第7条 感染性在宅医療廃棄物は安全な部分と危険な部分とに分離可能なものであっても、これを分離してはならない。ただし、医療関係者の適正な指示のもと、これを実施することが可能な場合はこの限りでない。

また、容器に一度投入した感染性在宅医療廃棄物は、容器に入ったまま取り扱うものとし、その容器から取り出しをしてはならない。

(収集、運搬及び処理方法)

第8条 感染性在宅医療廃棄物は発生箇所の区分により次のどちらかの方法により処理を行う。

(1) 医療機関を経由しない場合

- ① 患者若しくはその親族等の関係者が運搬できる感染性在宅医療廃棄物については、豊川市と運搬の日時、容器等をあらかじめ打ち合わせの上、豊川市役所庁舎に持ち込むものとし、豊川市はこれを受け取り、保管する。
- ② 豊川市は市役所庁舎で受け取った感染性在宅医療廃棄物を豊川市清掃工場（以下「清掃工場」という。）に持ち込む。
- ③ 清掃工場は、持ち込まれた感染性在宅医療廃棄物を容器にて保管し、処理を行う。

(2) 医療機関を経由する場合

- ① 患者が自ら医療機関に持参し、又は医療行為者が自らの医療機関に持ち帰った感染性在宅医療廃棄物は、各医療機関でこれを保管する。
- ② 容器は豊川市が各医療機関に配布する。
- ③ 豊川市は医療機関の要請に応じ、これを収集する。
- ④ 容器で収集した感染性在宅医療廃棄物は清掃工場に持ち込み、清掃工場はこれを処理する。

2 清掃工場においては容器を直接、ガス化溶融炉に投入して処理を行う。

- 3 豊川市の実施する感染性在宅医療廃棄物の収集、運搬及び処理は無料とする。

ただし、豊川市の処理に合わせて各医療機関が行う保管場所の整備等は豊川市の感染性在宅医療廃棄物処理制度を利用する医療機関が行うものとする。

(収集医療機関の確認)

第9条 豊川市医師会、豊川市歯科医師会及び豊川市薬剤師会は、自身の会員である医療機関において感染性在宅医療廃棄物の取り扱いがあり、収集を要請する医療機関をあらかじめ豊川市に通知する。

訪問看護ステーションについては、直接、豊川市が確認する。

- 2 医療機関は、新たに感染性在宅医療廃棄物を取り扱うこととなり、収集を希望する場合は、自ら豊川市に収集要請を行い、また、所属する各会に報告を行う。
- 3 新たな収集要請は、感染性在宅医療廃棄物収集要請書（様式第1号）を豊川市へ提出することで行う。

(収集計画)

第10条 前条において収集要請をうけ、または確認を行った医療機関について、豊川市は収集の計画を立案し、それを医療機関に報告する。

(収集頻度)

第11条 豊川市が行う医療機関への収集は原則月1回とする。

- 2 第1水曜日の収集区域以下、第2、第3、第4水曜日の収集区域をあらかじめ決定し、午後の時間帯において各区域に所在する医療機関へ巡回収集する。
- 3 収集日はあらかじめ長期計画を作成し、水曜日が祝日の場合の代替措置を関係医療機関と協議の上決定する。

(収集対象)

- 第12条 廃棄物が容器に十分貯まっていない状態では、収集しない。回収の対象はおおむね容器の50%以上が充てんされていることとする。
- 2 定期収集時には、容器は蓋を閉じた状態のものを収集する。

(容器の配布)

第13条 容器は各医療機関にあらかじめ2つ配布する。ただし、当初から

一ヶ月あたり 2 個以上の容器が必要となると認められる医療機関については、状況に応じて数量を調整する。

2 回収を開始した後は、回収時に回収数と同数を配布する。

事後の容器の過不足については収集時に訪問する職員と医療機関とで調整する。

(取扱量が少量である場合の措置)

第 14 条 取扱量が少量であり、定期収集時に回収すべきものが無い場合、医療機関は回収不要の通知をあらかじめ豊川市に行う。

(取扱量が急増した場合の措置)

第 15 条 急な量の増加により医療機関において容器が不足することが予想される場合は、定期回収以外でも収集をし、必要な容器を配布する。ただし、この収集は他の区域の定期回収のある日に限る。

(受け渡し時の確認)

第 16 条 豊川市が収集する際には、医療機関の職員が必ず立会い、回収対象である容器の確認を行う。

2 豊川市は感染性在宅医療廃棄物を回収する際に、「感染性在宅医療廃棄物配布回収確認票」(様式第 2 号)を発行し、配布空容器個数と回収容器個数の確認の上医療機関立会人のサインを取得する。回収者は確認票の写しを医療機関に交付する。

(他の容器の使用)

第 17 条 各医療機関における保管については必ずしも豊川市の用意する容器を使用する必要は無いが、豊川市が回収する時点では必ず容器を使用して排出する。

2 他の容器に入れられたものはたとえ構造上問題ないものであっても回収しない。

(容器の流用の禁止)

第 18 条 容器は感染性在宅医療廃棄物の保管のみに使用し、他の用途への使用をしてはならない。

2 本内容を遵守しない医療機関については、容器の提供及び回収を行わない。

(配布数と回収数の確認)

第19条 豊川市は、常に、医療機関ごとの容器配布数及び回収数を台帳に記録し、排出量の把握を行う。

(容器の損傷等における取り扱い)

第20条 各医療機関の善良なる管理の下で容器の損傷等が生じ、使用不能になった場合には定期回収の日にその容器を必ず豊川市に返却することとし、自ら処分することを禁止する。この場合、豊川市は代わりのものを提供する。

返却なき場合は流用とみなし、当該容器の実費を徴収する。

附 則 このマニュアルは、平成21年12月1日から施行する。